

ネイル教育機関に関するガイドライン

一般事項

1. 目的

ネイル教育機関に関するガイドライン（以下「当ガイドライン」という）は、一般社団法人ネイル実務認定機構（以下「当機構」という。）の考えるネイル教育機関の指針を作成することで、ネイル実務を担うより人材の育成、指導者の育成のサポートを行い、ネイルサービス業の更なる発展に貢献することを目的とします。

2. 対象

当ガイドラインの対象となるネイル教育機関とは、以下の通りとする。

- 1) ネイルスクール（運営は個人、法人を問わない）
- 2) 美容専門学校等（ネイリストの養成を目的とした専門科が存在すること）

なお、通信教育等対面にて指導等を行わないものは当ガイドラインの対象外とする。

3. 使用

当ガイドラインは当機構が考えるネイル教育機関の概要を示したものです。当機構はネイル環境改善事業の一環として当ガイドラインを遵守したネイル教育機関のサポートを目指していきます。

4. ガイドライン

1) ネイル教育機関の環境

ネイルブランドの教育システムを導入していること（認定等を取得していることが望ましい）

ネイル教育機関と受講希望者との合意文書（契約書等）にて、教育機関と受講希望者の権利・義務が明確となっており、また双方に執拗にデメリットを負担させる内容でないこと

衛生管理指針に定められた環境を整備していること

受講生が快適に指導を受けることができるスペース、備品等を確保していること

定員内の受講生が指導を受けることができるだけのネイル用品の確保がされていること

ネイル用品はネイルブランドで統一することが望ましいが、教育システムの指導に必要な技術に耐えうる用品であること

衛生的な道具の管理を行なう環境があること

ホームページ、ブログ等情報の公表手段をもつこと

2) 人材

ネイルブランドの教育システムを指導できる人の確保していること（エデュケーターが望ましい）

講師等をサポートする人材を確保していること

指導を行う人材にスキルアップの機会が設けられていること

教育機関の窓口（問い合わせ、苦情等）が明確であること

責任者が明確であること

3) コンプライアンス

法令等を遵守していること

規約、衛生管理、個人情報、その他受講者に周知すべきことを書面等にて公表していること

受講費用等は適正であること

受講を希望する者、受講者に対する説明義務を実行するシステムがあること

4) 運営体制

受講生の持つ目標を実現するために必要なコース選択が可能であること

P D C Aサイクル(もしくは類似のサイクル)を導入し、特にチェック機能、改善機能、改善実行機能を有していること(有していることが望ましい)

コース(指導内容)を運営するためのシステムが構築されていること

各種情報の提供を行なっていること

5. 当機構ではネイルテクニカルインストラクター検定試験を実施できるシステム作りを行なっていきます。条件を充たしたネイル教育機関は、検定実施校として登録し、独自にネイルテクニカルインストラクター検定試験を実施できるよう取り組んでまいります。